

都たばこ税のあらまし

令和 4 年 4 月

主税局課税部課税指導課

目次

1	都たばこ税とは	1
2	納税義務者	1
3	課税される場合	1
4	みなす課税	3
5	申告納付	3
6	課税標準	3
7	税率	5
8	納める税額	5
9	課税免除	5
10	返還控除	9
11	盗難及び災害等による製造たばこの取扱い	10
12	申告書・報告書等の名称及び提出等の要・不要一覧表	11

(参考) 様式記載要領

(1)	都たばこ税の申告書・修正申告書	13
(2)	品目別課税標準数量明細書	14
(3)	区市町村別課税標準数量明細書	15
(4)	受払い報告書	16
(5)	卸売販売業者等からの買受け等明細書	17
(6)	卸売販売業者等への売渡し等明細書	18
(7)	小売販売業者への売渡し等明細書	19

(8) 返還に係る製造たばこの明細書	20
(9) 営業の開廃等の報告書 (開始)	21
(10) 営業の開廃等の報告書 (休止)	22
(11) 営業の開廃等の報告書 (廃止)	23
(12) 営業の開廃等の報告書 (異動)	24
(13) 都たばこ税納付書	25

(参考) 関係法令抜粋

(1) 地方税法	26
(2) 地方税法施行令	37
(3) 地方税法施行規則	40
(4) 地方税法の施行に関する取扱いについて	42
(5) 東京都都税条例	49
(6) 東京都都税条例施行規則	51

1 都たばこ税とは

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者に製造たばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す等の場合に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。都たばこ税のほか、国たばこ税、たばこ特別税（国税）、区市町村たばこ税が課税されています。

2 納税義務者

地方税法第 74 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 74 条の 6 第 4 項によって、次のとおり定められています。

- (1) 製造たばこの製造者
- (2) 特定販売業者（輸入業者）
- (3) 卸売販売業者
- (4) 卸売販売業者等とみなされる者（輸出用に買受けた製造たばこを小売販売業者もしくは消費者等に売渡し又は消費等を行った輸出業者）

なお、(1)～(3)を「卸売販売業者等」といいます。

3 課税される場合

地方税法第 74 条の 2 第 1 項・第 2 項によって、次のとおり定められています。

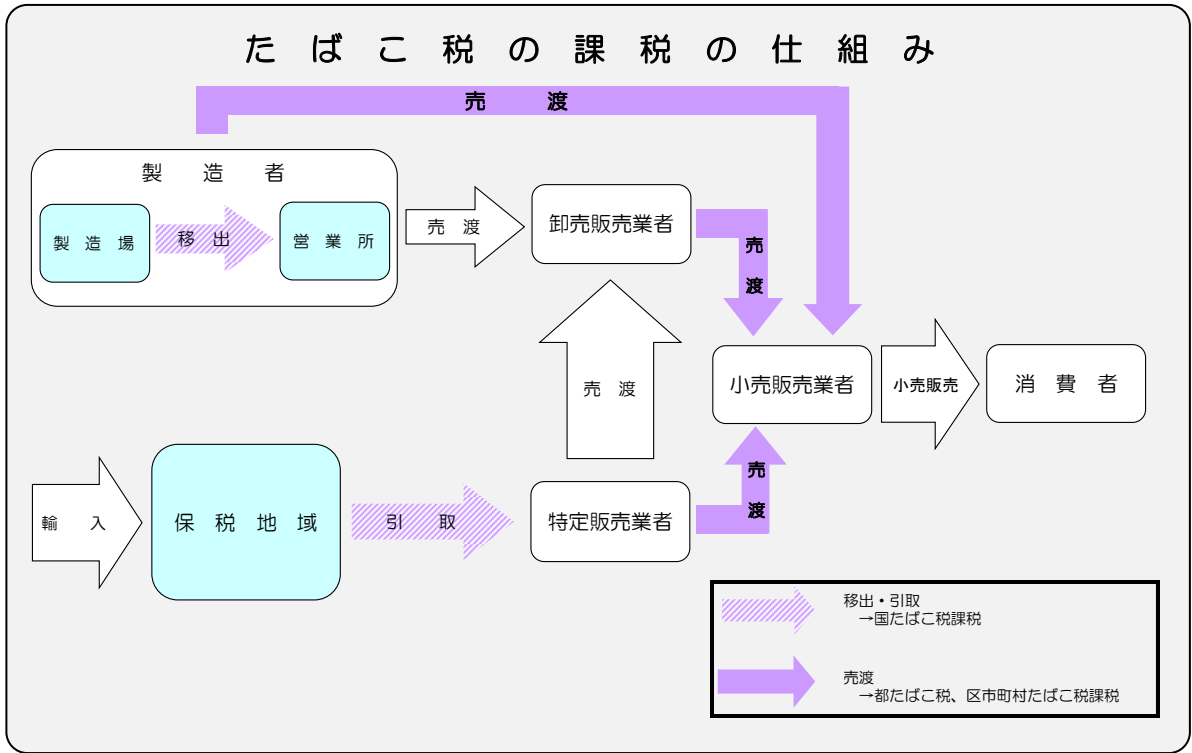
- (1) 卸売販売業者等が製造たばこ¹を小売販売業者に売り渡す場合
当該小売販売業者の営業所所在の地方団体が課税します。
- (2) 卸売販売業者等が製造たばこを消費者等²へ売渡し又は消費等³（以下「売渡し等」といいます。）をする場合
当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する地方団体が課税します。

¹ 製造たばこ：葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいい、製造たばこ代用品を含みます。（たばこ事業法第 2 条第 3 号、地方税法第 74 条第 1 号）。

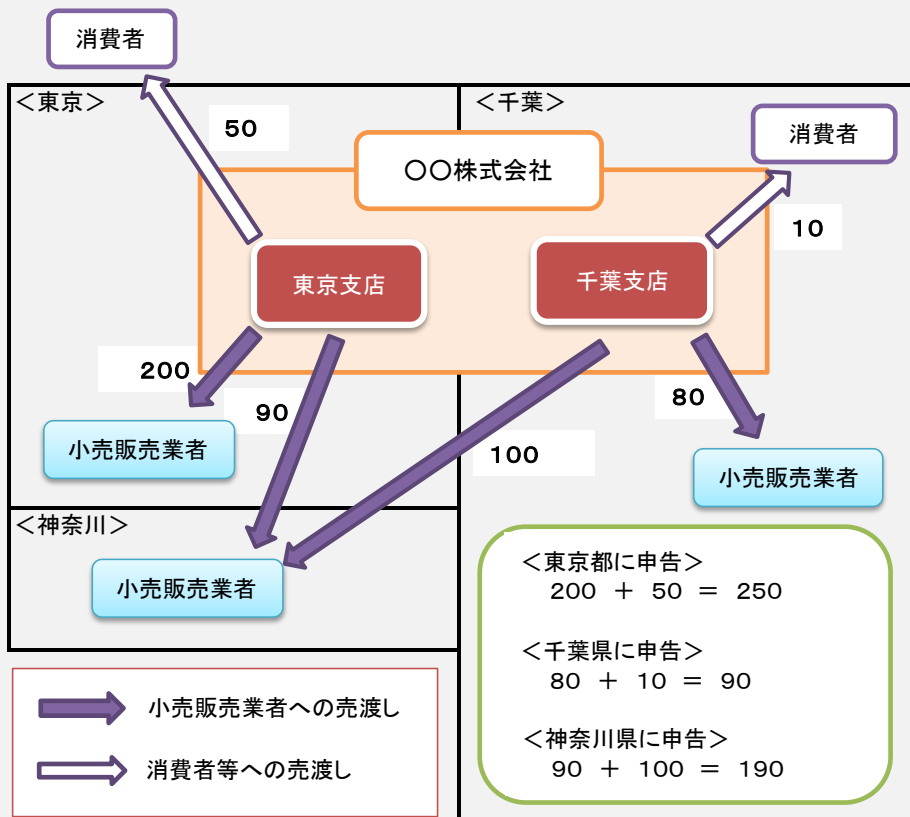
² 消費者等：消費者及び消費者に準ずる者をいいます。輸出業者もこれにあたります。

³ 消費等：消費その他の処分（喫煙・廃棄等）をいいます。なお、試験検査は「消費等」ではありません。試験検査は日本たばこ産業㈱のみ実施できます。

たばこ税の課税の仕組み



小売販売業者への売渡し・消費者等への売渡しに係る申告先の例



4 みなす課税

「3 課税される場合」の売渡し等に該当しない合であっても、次に掲げる行為が行われたときには、卸売販売業者等が小売販売業者又は消費者等に売渡し等をしたものとみなして課税されます。（地方税法第74条の3）

- (1) 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等から買受けの委託を受けて他の卸売販売業者等から売渡しを受けた製造たばこを、当該委託をした小売販売業者又は消費者等に引き渡した場合
- (2) 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対して、代物弁済、贈与、負担付贈与又は交換に係る財産権の移転として製造たばこを引き渡した場合
- (3) 特定販売業者又は卸売販売業者が、その営業を廃止し、又はその登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合
- (4) 卸売販売業者等が所有している製造たばこについて、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合（ただし、その売渡し又は消費等がされたことについて、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者とみなします。）

5 申告納付

卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間に、上記3、4に該当する売渡し等が行われた製造たばこについて、課税標準数量及び税額等を記載した申告書を毎月末日までに東京都に提出し、都たばこ税を納付します。（地方税法第74条の10）

6 課税標準

都たばこ税の課税標準は、紙巻たばこの本数です（地方税法第74条の4第1項、2項）。ただし、紙巻たばこ以外の製造たばこについては、以下の区分別の計算方法により、紙巻たばこの本数に換算します。

区分（たばこ税法第2条第2項）		紙巻たばこの本数への換算方法	
喫煙用の製造たばこ	紙巻たばこ ⁴		
	パイプたばこ ◆	(1)	(1gをもって1本)
	葉巻たばこ ◆	(1)	(1gをもって1本)
	刻みたばこ ◆	(1)	(2gをもって1本)
	加熱式たばこ ⁵	(2)	
かみ用の製造たばこ ◆	(1)	(2gをもって1本)	
かぎ用の製造たばこ ◆	(1)	(2gをもって1本)	

◆の区分の製造たばこを、便宜上「パイプたばこ等」と表記します。

⁴ 紙巻たばこ三級品を含みます。

⁵ 平成30年10月新設

(1) パイプたばこ等⁶の本数への換算方法（地方税法第 74 条の 4 第 2 項、地方税法施行令第 39 条の 9 の 2 第 1 項）

パイプたばこ等については、その売渡し等の際における製造たばこの品目ごとの 1 個あたりの重量^{※1}に、当該売渡し等の数量を乗じて得た重量を製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算^{※2}します。

※1 品目ごとの 1 個あたりの重量に 0.1g 未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

※2 上表カッコ内のとおり、1g を 1 本又は 2g を 1 本として紙巻たばこの本数に換算します。1 本未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(2) 軽量な葉巻たばこの換算（地方税法第 74 条の 4 第 2 項）

葉巻たばこのうち、軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1g 未満の葉巻たばこをいいます。）の換算については、令和 2 年 10 月 1 日より、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法とします。

ただし、上記換算は、激変緩和の観点から、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間について、対象を 1 本当たりの重量が 0.7g 未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 0.7 本に換算する方法とする経過措置を講じることとしました。

(3) 加熱式たばこの本数への換算方法（地方税法第 74 条の 4 第 3 項）

平成 30 年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの換算方法が見直されました（平成 30 年 10 月 1 日施行）。具体的には、重量及び小売定価を基に、次に記載する計算式で紙巻たばこの本数に換算することとなります。

加熱式たばこ 1 箱の紙巻たばこの本数への換算値 = A + B + C

（旧換算方法）

A = 加熱式たばこ 1 箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む。）× 0.8（注 2）

（新換算方法・重量部分）

$$B = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く。）}}{0.4g} \times 0.5 \times 0.2 \text{（注 3）}$$

（新換算方法・価格部分）

$$C = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格（注 1）}} \times 0.5 \times 0.2 \text{（注 3）}$$

（注 1）「紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ 1 本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいいます。

（注 2・3）加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平

⁶ 「パイプたばこ等」については、P.3 最下部を参照のこと。

成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までにかけて、段階的に行うこととされています。具体的には、上記計算式の注 2、注 3 に記載している率は、下表の期間に応じて、次のとおりとなります。

期 間		(注 2)の率 【旧換算方法】	(注 3)の率 【新換算方法】
経過措置	平成 30 年 10 月 1 日～（第一段階）	0.8	0.2
	令和元年 10 月 1 日～（第二段階）	0.6	0.4
	令和 2 年 10 月 1 日～（第三段階）	0.4	0.6
	令和 3 年 10 月 1 日～（第四段階）	0.2	0.8
	令和 4 年 10 月 1 日～（第五段階）	—	1.0

7 税率

地方税法第 74 条の 5 他によって、次のとおり定められています。

○ 都たばこ税 税率表（1,000 本につき）

	H29.4-	H30.4-	H30. 10-	R 1. 10-	R 2. 10-	R 3. 10-
紙巻たばこ 3 級品以外	860 円		930 円		1,000 円	1,070 円
紙巻たばこ 3 級品	551 円	656 円				

なお、旧 3 級品（わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット）の税率は、平成 28 年 4 月から令和元年 10 月にかけて段階的に引き上げられ、令和元年 10 月から旧 3 級品以外の税率と同一になります。

8 納める税額

課税標準数量（製造たばこの本数） × 税率 = 税額

なお、税額は、1 円未満は切り捨てです。

9 課税免除

次の場合には都たばこ税は免除となります。（地方税法第 74 条の 6）

- (1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
- (2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための製造たばこの売渡し
- (3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
- (4) 既に都道府県たばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等

課税免除を受けるためには、課税免除事由が生じた月の翌月末日を期限とする申告書に必要事項を記載するとともに、上記(1)～(4)ごとの本数の内訳を記した書類を添付して申告してください。なお、上記(3)又は(4)に該当する場合は、課税免除事由に該当することを証する書類を提出する必要があります。上記(1)又は(2)に該当する場合は、証する書類の保存をしていれば、提出は不要です。

なお、課税免除の対象とされる売渡し等も、「3 課税される場合」に該当するため、申告書の「課税標準数量」に含めて記載する必要があります。「課税標準数量」及び「課税免除を受けようとする数量」欄へ計上して差引くことにより、税額の計算を行います。

輸出等に係る課税免除について

課税免除事由	行為者	税法上の分類	申告義務者	申告書等の提出	課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（取扱通知第6章13）
輸出する場合	(1) 卸売販売業者等が輸出	消費その他の処分	卸売販売業者等	要 (課税標準に含め、課税免除の処理)	輸出港の所在地を所轄する税関長が積み込みを証明した書類に基づき作成された書類で、次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (簡略化してよい) (ロ)輸出の年月日及び仕向地 (ハ)輸出港の所在地 (ニ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者が輸出	消費その他の処分 (輸出業者を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者		
輸出の目的で輸出業者に売り渡す場合	(1) 卸売販売業者等から輸出業者への売渡し	消費者等への売渡し	卸売販売業者等	要 (同上)	輸出業者が輸出の目的等の事項を証明した書類に基づき作成された書類で、次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (簡略化してよい) (ロ)売渡しの理由又は目的 (ハ)売渡しの年月日 (ニ)輸出業者の住所及び氏名又は名称 (ホ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者(A)から輸出業者(B)への売渡し	消費者等への売渡し (A)を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者(A)		
外航船の船用品又は機用品として積み込むため、売り渡す場合	(1) 卸売販売業者等から取扱業者(船食業者等)	消費その他の処分	卸売販売業者等	要 (同上)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (簡略化してよい) (ロ)売渡しの理由又は目的 (ハ)売渡しの年月日 (ニ)売渡しを受けた者、積み込む者等の住所及び氏名又は名称 (ホ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者から取扱業者	消費その他の処分 (輸出業者を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者		

廃棄、課税済たばこ等の課税免除について

課税免除事由	行為者	税法上の分類	申告義務者	申告書等の提出	課税免除事由に該当することを証するに足る書類 (取扱通知第6章13)
廃棄する場合	卸売販売業者等	消費 その他の処分	卸売販売業者等	要 (課税標準に含め、課税免除の処理)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (ロ)廃棄の理由 (ハ)廃棄の年月日及び場所 (ニ)その他参考となるべき事項
都道府県たばこ税課税済みの製造たばこについて売り渡しを行う場合	(1) 営業廃止・登録取消された特定販売業者又は卸売販売業者から、卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売販売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等	要 (同上)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (ロ)先に都道府県たばこ税を課された状況（関係道府県の名称、課税年月、納税義務者の住所及び氏名又は名称等） (ハ)その他参考となるべき事項
	(2) 消費者等から卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【参考】 矢印部分で二重課税になる恐れがある。</p> </div>
	(3) 卸売販売業者等から卸小売 ⁷ に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸小売が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸小売 ⁷		
	(4) 小売販売業者とみなされた卸小売から卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売販売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等		

⁷ ※卸小売＝小売販売業者でもある卸売販売業者等のこと。卸小売は、未課税の製造たばこと課税済みの製造たばこを共に所有し、課税済みの製造たばこに対してさらに課税してしまう（二重課税）恐れがあるため、課税免除の対象とすることができる。

10 返還控除

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、取引先の小売販売業者から製造たばこの返還を受けた場合には、返還された製造たばこについて納付された、又は納付されるべき都たばこ税に相当する金額を控除し、又は還付します。

(地方税法第74条の14第1項・第2項)

【返還控除等の要件等】

要件	(1) 販売契約の解除その他やむを得ない理由 ⁸ により返還を受けたこと (2) 小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けたこと (3) 申告書を期限内に提出していること		
申請先	その返還控除等の対象となる製造たばこに係るたばこ税を納付した(又は納付すべき)地方団体		
申請時期	「製造たばこの返還を受けた日の属する月」の翌月以後		
申請額	その返還控除等の適用を受けようとする申告書の提出期限の属する月の前月までに、小売販売業者から返還を受けた製造たばこに係るたばこ税に相当する金額 (ただし、返還控除等を受けようとすると同時に、課税免除の適用を受けようとする場合は、課税免除の適用金額を先に控除し、次いで返還控除等の金額を控除する)		
手続	控除される場合	還付される場合①	還付される場合②
	製造たばこの返還の日の属する月の翌月以降に提出期限の到来する申告書によって、申告すべき課税標準数量に係る都たばこ税から「返還控除を受けようとする金額」を控除して申告納付する。	控除に係る月分の申告書によって申告すべき都たばこ税額から「返還控除を受けようとする金額」を控除しきれずに赤字額が出た場合は、その不足額に相当する金額が還付される。	控除に係る月分において、都に対して申告すべき都たばこ税額がない場合は、別途「還付請求申告書」によって「返還控除を受けようとする金額」に相当する金額が還付される。
提出書類	次に掲げる事項が記載された「返還に係る製造たばこの明細書」。 (イ)返還に係る製造たばこの品目、品目ごとの数量 (ロ)返還の理由及びその他参考となるべき事項 【基になる書類】 ・販売契約の解除を証する書類その他の当該製造たばこの返還の事実を証するに足りる書類 (例) ① 返品者が返還に係る事実を記載した送付状等の書類 ② 返品を受けた者が返還に係る事実を記載した書類で返品者が署名又は押印したもの		

⁸ その他やむを得ない理由＝品質悪変等の事由により、販売に適さないと認められた場合

1.1 盗難及び災害等による製造たばこの取扱い

小売販売業者に売渡す前の在庫が、盗難及び災害等に遭遇し、在庫管理の際に実在庫と受払い報告書上の在庫に差が出た場合は、原因の調査究明と同時に、港都税事務所事業税課個人事業税班へ連絡してください。

【盗難及び主な災害について】（取扱通知第6章 19）

	盗 難	水 害	火 災
遭遇時	① 盗難及び災害遭遇時の具体的状況（被害数量、被害状況等）を把握し、確実な事実確認を行う。 ② 盗難及び災害に係る管轄官庁への届出、及び港都税事務所への連絡を行う（内容により対応が異なる場合があるため）。 ③ 管轄官庁から証明を取り寄せる等して申告準備を行う。		
被害に係る届出先及び証明書	管轄官庁：警察署	管轄官庁：区市町村	管轄官庁：消防署
	盗難証明書は出ないため、任意の様式に下記の内容を記載して提出。 ・盗難された日 ・盗難された場所 ・盗難された製造たばこの本数 ・被害届を提出した警察署 ・被害届の受理番号	火災証明書 ※ 都たばこ税申告の際は、任意の様式に、被災した製造たばこの品目ごとの数量等を記載して添付すること。	
申告時	「受払い報告書」備考欄に、盗難及び災害に遭った旨の内容（遭遇場所、損害数量等）を記載し、「前月末在庫」欄には、損害数量を除いた実在庫を計上する。		

【「災害等」の範囲】

「災害その他やむを得ない事情により亡失」することをいいます。

①災害

- ・自己の責任によらないもの等に基因する災害
- ・天災（震災、風水害、凍害、冷害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等）
又は火災その他の人為的災害

②やむを得ない事情

- ・災害に準するような状況にある事態（誤送や盗難等による亡失は含みません。）。

③亡失

- ・製造たばこが物理的に存在しなくなること（原則）
- ・原形をある程度とどめていても、損傷、汚損等により、喫煙用等に供することができず、原料に還元せざるを得ないようなものも含まれます。

12 申告書・報告書等の名称及び提出等の要・不要一覧表

NO	名 称	東京都登録の 卸売販売業者等	他道府県登録の 卸売販売業者等
1	都たばこ税の申告書・修正申告書 (第16号様式)	○	▲
2	品目別課税標準数量明細書 (第16号様式別表1)	▲	▲
3	区市町村別課税標準数量明細書 (第16号様式別表2)	▲	▲
4	受払い報告書 (第16号の2様式)	○	
5	卸売販売業者等からの買受け等明細書 (第16号の2様式別表1)	▲	
6	卸売販売業者等への売渡し等明細書 (第16号の2様式別表2)	▲	
7	小売販売業者への売渡し等明細書 (第16号の2様式別表3)	▲	
8	返還に係る製造たばこの明細書 (第16号の5様式)	▲	▲
9	営業の開廃等の報告書 (第16号の8様式)	○ (営業開始・廃止の場合)	
		▲ (異動のあった場合は その都度)	
10	都たばこ税納付書 (第16号の4様式)	▲	▲

注：○・・・必ず港都税事務所へ提出してください。申告納付すべきたばこ税額及び課税標準数量がない場合においても、提出してください。

▲・・・必要の都度（課税標準数量・売渡し数量・買受け数量等がある場合）、提出してください。